

平成31年3月1日	資料2-1
第44回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

DPCデータの提供に関する ガイドラインについて

平成31年3月1日
保険局医療課

集計表の提供における要件の緩和

<背景>

DPCデータの第三者提供においては、提供の申出者に対し、データを保存・利用する機器は外部ネットワークに接続しない、原則として端末を持ち出さない等の要件を求めている。他方、DPCデータは提供の時点で最小集計単位に則った集計表のみを提供している。DPCデータの活用の促進のため、専門家（※）の助言をもとにガイドラインの修正を検討した。

※ 診断群分類を用いた急性期等の入院医療の評価とデータベース利活用に関する研究（研究代表：東京医科歯科大学 伏見清秀）

<主な修正（要件の緩和）内容（案）>

■外部ネットワークへの接続

DPCデータの複写・保存・利用に際してインターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムは使用しないこと、とする項目を審査対象から削除。ネットワーク経由での改ざんや進入の対策を講じること等を要件として追加。（ガイドラインp27）

■情報機器の持ち出し

DPCデータを複写した情報システムは原則として持ち出されないこと、とする項目を審査対象から削除。運用管理規定を定めることやパスワードの管理等を要件として追加。（ガイドラインp27~28）

■セキュリティ要件

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の実践、DPCデータの保存場所への施錠や入退管理の項目を審査対象から削除。DPCデータの複写・保存・利用に際して個人保有の情報機器は用いないことを要件として追加。

<今後の課題>

■個人保有の情報機器

外部ネットワークへの接続や情報機器の持ち出しの緩和において、個人保有の情報機器は用いないことを新たな要件とした。しかし、実際は組織から認証を受けた個人所有の情報機器を使用していることも多いため、集計表の場合の情報機器のあり方については引き続き検討が必要。